

那覇市公報

第 1 6 2 3 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市税条例等の一部を改正する条例（税制課）	851
○那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例（消防局警防課）	869
○那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防局予防課）	871
○那覇市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例（こども政策課）	876
○那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（税制課）	877

◇告 示◇

○生活衛生課の分掌事務に属する届出等の公文書公開請求に関する要綱の廃止について（生活衛生課）	883
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）	884
○市町村事務の委託について（ちゃーがんじゅう課）	884
○市道路線の区域変更に関する告示（道路管理課）	885
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）	888
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）	889
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について（保護管理課）	890
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）	891

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）	892
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）	894
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について（保護管理課）	895
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について（保護管理課）	896

◇ 公 告 ◇

○都市公園の設置及び供用開始について（公園管理課）	897
○指定管理者の募集について（商工農水課）	899

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	901
○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	902
○那覇市上下水道局お客様センター業務委託に伴う那覇市上下水道局徴収事務の委託について	903

◇ 監査委員訓令 ◇

○那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令	904
○那覇市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令	906

◇ 固定資産評価審査委員会訓令 ◇

○那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令	908
--------------------------	-----

◇ 正 誤 ◇

○那覇市公報第 1617 号の正誤	910
-------------------	-----

条 例

那覇市条例第32号
平成26年 7 月 1 日

那覇市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例等の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市民税の納税義務者等) 第23条 [略] 2 <u>外国法人</u>に対するこの節の規定の適用については、<u>その事業が行われる場所</u>で<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令第47条</u>に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)<u>又は法人課税信託の引受けを行うものは、</u>法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (所得割の課税標準) 第33条 [略] 2～4 [略] 5 <u>法第23条第1項第16号</u>に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。 6 [略] (法人税割の税率) 第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の12.3</u>とする。 (法人の市民税の申告納付)	(市民税の納税義務者等) 第23条 [略] 2 <u>法の施行地</u>に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)</u>をもって、その事務所又は事業所とする。 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)<u>又は法人課税信託の引受けを行うものは、</u>法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (所得割の課税標準) 第33条 [略] 2～4 [略] 5 <u>法第23条第1項第17号</u>に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。 6 [略] (法人税割の税率) 第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の9.7</u>とする。 (法人の市民税の申告納付)

第48条 [略]

2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13の規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～4 [略]

5 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第145条において準用する場合を含む。以下本項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第145条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

6 [略]

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該

第48条 [略]

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13の規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～4 [略]

5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

6 [略]

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合に

法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 [略]

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を営業者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) [略]

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、

は、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 [略]

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を営業者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) [略]

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

第82条 [略]

それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 1,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 1,200円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400円

三輪のもの 年額 3,100円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,500円

自家用 年額 7,200円

貨物用のもの

営業用 年額 3,000円

自家用 年額 4,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 1,600円

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

四

その他のもの 年額 4,700円

(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円

付 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第1条の4 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合)

第6条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

2 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

四

その他のもの 年額 5,900円

(3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円

付 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第1条の4 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに租税特別措置法第40条第3項に規定する財産(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

5 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

第12条 削除

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

6 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
（軽自動車税の税率の特例）

第12条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第60条第1項後
段の規定による車両番号の指定を受けた
月から起算して14年を経過した月の属す
る年度以後の年度分の軽自動車税に係る
第82条の規定の適用については、当分の
間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右
欄に掲げる字句とする。

第82条第 2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にか
かわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 〔略〕

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条の3 〔略〕

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「付則第14条の2第1項」とあるのは「付則第14条の3第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）

第14条の4 〔略〕

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、

2 〔略〕

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条の3 〔略〕

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「付則第14条の2第1項」とあるのは「付則第14条の3第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）

第14条の4 〔略〕

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出し

前項及び付則第14条の2の規定その他のこの条例の規定を適用する。

第16条の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3)～(5) [略]

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第17条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損

があった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び付則第14条の2の規定その他のこの条例の規定を適用する。

第16条の2 法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第8項に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3)～(5) [略]

失対象金額」という。）について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第17条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太

平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、付則第13条、付則第13条の2、付則第13条の3又は付則第14条の規定を適用する。

付 則 第 13 条 第 1 項	第 3 5 条 第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同 法 第 3 1 条 第 1 項	租税特別措置法第31条第1項
付 則 第 13 条 の 2 第 3 項	第 3 5 条 の 2 ま で、第36 条 の 2、 第 3 6 条 の 5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を

		む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
付則第13条の3第1項	租 税 特 別 措 置 法 第 3 1 条 の 3 第 1 項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
付則第14条第1項	第 3 5 条 第 1 項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同 法 第 3 2 条 第 1 項	租税特別措置法第32条第1項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場

合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた付則第13条、付則第13条の2、付則第13条の3又は付則第14条の規定を適用する。

- 3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

- 第18条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の3及び付則第3条の3の2の規定の適用については、付則第3条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規

定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第3条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における付則第3条の3及び第3条の3の2の規定の適用については、付則第3条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第3条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

第19条～第23条　〔略〕

第17条～第21条　〔略〕

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示がない場合には、当該改正後表を加える。
- 5 改正表の表示に対応する改正後表の表示がない場合には、当該改正表を削る。
- 6 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

(那覇市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市税条例の一部を改正する条例(平成25年那覇市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(2) [略] (3) 付則第3条第4項の規定 平成28年1月1日 (4) [略] (5) 付則第2条第4項及び第2条の2第4項の改正規定、付則第3条の4の改正規定(「法附則第5条の5第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える部分を除く。)、付則第12条の3、第14条の2及び第14条の3の改正規定、付則第14条の4から第15条までを削る改正規定、付則第15条の2の改正規定、付則第15条の3を削る改正規定、付則第15条の4の改正規定並びに付則第15条の5を削る改正規定並びに付則第3条第6項の規定 平成29年1月1日	付 則 (施行期日) 第1条 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>付則第15条の4の改正規定(「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。)</u>及び付則第3条第4項の規定 平成28年1月1日 (4) [略] (5) 付則第2条第4項及び第2条の2第4項の改正規定、付則第3条の4の改正規定(「法附則第5条の5第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える部分を除く。)、付則第12条の3、第14条の2及び第14条の3の改正規定、付則第14条の4から第15条までを削る改正規定、付則第15条の2の改正規定、付則第15条の3を削る改正規定、付則第15条の4の改正規定(「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)<u>並びに付則第15条の5を削る改正規定並びに付則第3条第6項</u>

(市民税に関する経過措置) 第3条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。 5 新条例第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。 6 〔略〕 (固定資産税に関する経過措置) 第4条 新条例付則第6条の2第2項の規定は、この条例の公布の日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用する。	の規定 平成29年1月1日 (市民税に関する経過措置) 第3条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。 5 新条例第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。 6 〔略〕 (固定資産税に関する経過措置) 第4条 新条例付則第6条の2第2項の規定は、この条例の公布の日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
備考 1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による那覇市税条例付則第6条の2

の改正規定及び付則第3条の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中那覇市税条例第34条の4の改正規定及び次条第6項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中那覇市税条例付則第1条の4及び第14条の4第2項の改正規定、付則第17条から第18条までを削る改正規定並びに付則第19条から第23条までを付則第17条から第21条までとする改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中那覇市税条例第82条の改正規定並びに付則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)付則第12条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中那覇市税条例第33条第5項及び付則第16条の2の改正規定 平成28年1月1日
- (5) 第1条中那覇市税条例第23条、第48条、第52条第1項及び付則第12条の改正規定並びに次条第5項、付則第5条及び第6条(新条例付則第12条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日
- (6) 第1条中那覇市税条例付則第14条の2第1項及び第14条の3第2項の改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定 平成29年1月1日
- (7) 第1条中那覇市税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例付則第1条の4の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第14条の4第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例第33条第5項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例付則第14条の2第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例付則第14条の3第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、付則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第34条の4の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第6条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 2 新条例付則第6条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条

第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例付則第6条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例付則第6条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例付則第6条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例付則第12条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例付則第12条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例付則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条 第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例付則第 12条の表以外 の部分	第82条	那覇市税条例等の一部を改正する条例（平成26年那覇市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例付則第 12条の表第82 条第2号アの 項	第82条第 2号ア	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

那覇市条例第33号

平成26年 7 月 1 日

那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例(1972年那覇市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市非常勤消防団員退職報償金支給条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 新条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	円 189,000	円 294,000	円 409,000	円 544,000	円 729,000	円 929,000
副団長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000
分団長	169,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000
副分団長	164,000	253,000	338,000	428,000	574,000	759,000
団員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円

団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円
----	----------	----------	----------	----------	----------	----------

那覇市条例第34号

平成26年 7 月 1 日

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第6章 〔略〕	第1章～第6章 〔略〕
第7章～第8章 〔略〕	<u>第6章の2 屋外催しに係る防火管理(第56条の2・第56条の3)</u>
付則	第7章～第8章 〔略〕
(蓄電池設備)	付則
第13条 〔略〕	(蓄電池設備)
2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号並びに第11条第1項第1号、 <u>第3号から第6号まで及び第9号の規定を準用する。</u>	第13条 〔略〕
3～4 〔略〕	2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号並びに第11条第1項第1号 <u>及び第3号から第9号までの規定を準用する。</u>
(液体燃料を使用する器具)	3～4 〔略〕
第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。	(液体燃料を使用する器具)
(1)～(9) 〔略〕	第18条 〔略〕
(10)～(13) 〔略〕	(1)～(9) 〔略〕
2 〔略〕	<u>(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。</u>
(固体燃料を使用する器具)	(10)～(13) 〔略〕
第19条 〔略〕	2 〔略〕
2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、 <u>前条第1項第1号から第9号までの規定を準用する。</u>	(固体燃料を使用する器具)
(電気を熱源とする器具)	第19条 〔略〕
第21条 〔略〕	2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、 <u>前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。</u>
2 前項に規定するもののほか、電気を熱源	(電気を熱源とする器具)
	第21条 〔略〕
	2 前項に規定するもののほか、電気を熱源

とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第22条 火消しつばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定を準用する。

(誘導灯に関する基準)

第42条 次の各号に掲げる防火対象物には、当該各号に定める誘導灯を設けなければならない。ただし、避難が容易であると認められるもので、法施行規則第28条の2第1項又は第2項の規定により誘導灯を設置することを要しないとされた部分については、この限りでない。

(1)～(3) [略]

2～4 [略]

とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第22条 火消しつばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する。

(誘導灯に関する基準)

第42条 次の各号に掲げる防火対象物には、当該各号に定める誘導灯を設けなければならない。ただし、第2号及び第3号に掲げる防火対象物であって避難が容易であると認められるもののうち、法施行規則第28条の2第1項又は第2項の規定により誘導灯を設置することを要しないとされた部分については、この限りでない。

(1)～(3) [略]

2～4 [略]

第6章の2 屋外催しに係る防火管理 (指定催しの指定)

第56条の2 消防局長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防局長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項の対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防局長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。

なければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

- 3 消防局長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

（屋外催しに係る防火管理）

第56条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

（1） 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

（2） 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

（3） 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第59条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

（4） 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

（5） 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

（6） 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

- 2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第59条 次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (1)～(5) [略] (罰則) 第65条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) [略] 第66条 <u>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条に係る罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、この限りでない。</u>	<u>にあつては、消防局長が定める日)までに、前項の規定による計画を消防署長に届け出なければならない。</u> (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第59条 [略] (1)～(5) [略] (6) <u>祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)</u> (罰則) 第65条 [略] (1)～(3) [略] (4) <u>第56条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を届け出なかった者</u> 第66条 <u>法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。</u> 2 <u>法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部	

分を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第13条第2項及び第42条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の第56条の2及び第56条の3の規定は、適用しない。

那覇市条例第35号

平成26年 7 月 1 日

那覇市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例

那覇市立幼稚園保育料等条例(昭和47年那覇市条例第61号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保育料等) 第2条 市長は、幼稚園に<u>入園する者</u>から、次のとおり保育料及び入園料を徴収する。ただし、転入園のときは、入園料を徴収しない。 (1)～(2) [略] 2～4 [略] (<u>保育料の減免</u>) 第4条 [略]	(保育料等) 第2条 市長は、幼稚園に<u>入園する者の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の保護者をいう。)</u>から、次のとおり保育料及び入園料を徴収する。ただし、転入園のときは、入園料を徴収しない。 (1)～(2) [略] 2～4 [略] (<u>保育料等の減免</u>) 第4条 [略] <u>2 市長は、前項第2号に該当する者のうち規則で定めるものについて、入園料を免除することができる。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市立幼稚園保育料等条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

那覇市条例第36号

平成26年7月1日

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成10年那覇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 情報通信産業振興地域 沖振法第28条第1項の規定により<u>指定された</u>地域をいう。 (3) 〔略〕 (4) 国際物流拠点産業集積地域 沖振法第42条第1項の規定により<u>指定された</u>地域をいう。 (5) 〔略〕 (観光地形成促進地域における課税免除) 第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成29年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「対象施設」という。)を新設し、又は増設した者について、当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることと	(用語の意義) 第2条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 情報通信産業振興地域 沖振法第28条第2項第2号の規定により<u>定められた</u>地域をいう。 (3) 〔略〕 (4) 国際物流拠点産業集積地域 沖振法第41条第2項第2号の規定により<u>定められた</u>地域をいう。 (5) 〔略〕 (観光地形成促進地域における課税免除) 第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成29年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「対象施設」という。)を新設し、又は増設した者について、当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該対象施設である<u>構築物</u>の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して

なった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（情報通信産業振興地域における課税免除）

第4条 市長は、情報通信産業振興地域内において、沖振法第28条第1項の規定による情報通信産業振興地域の指定の日（以下この条において「指定日」という。）から平成29年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（産業高度化・事業革新促進地域における課税免除）

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において

課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（情報通信産業振興地域における課税免除）

第4条 市長は、情報通信産業振興地域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成29年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（1）沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計が1,000万円を超えるもの

（2）機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価格の合計額が100万円を超えるもの

（産業高度化・事業革新促進地域における課税免除）

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において

「提出日」という。)から平成29年3月31日までの間に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第2号又は同法第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(機械及び装置並びに器具及び備品については、取得価額の合計額が500万円を超えるもの。以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者で沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けたものについて、当該特別償却設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域において、沖振法第42条第1項の規定による国際物流拠点産業集積地域の指定の日(以下この条において「指定日」という。)から平成29年3月31日までの間に、租税特別措置法第12条第1項の表の第3号又は同法第45条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起

「提出日」という。)から平成29年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者で沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けたものについて、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第2号又は同法第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの

(2) 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域において、沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成29年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分に

算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。 (都市再開発法による不均一課税) 第7条 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第6号に規定する施設建築物で同法第138条第1項の規定に該当する家屋(地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第12条第1項第8号の基準部分以外の部分に係る法附則第15条の8第3項に規定する従前の権利者が所有する部分及び同項の規定による3分の1の減額の適用を受ける部分に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)第62条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、同条に規定する税率に4分の3を乗じて得た率とする。	ついて、課税を免除する。 (1) <u>租税特別措置法第12条第1項の表の第3号又は同法第45条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの</u> (2) <u>機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの</u> (都市再開発法による不均一課税) 第7条 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第6号に規定する施設建築物で同法第138条第1項の規定に該当する家屋(地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第12条第1項第8号の基準部分以外の部分に係る法附則第15条の8第3項に規定する従前の権利者が所有する部分及び同項の規定による3分の1(当該家屋が都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合においては、当該合算額の4分の1)に相当する額の減額の適用を受ける部分に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)第62条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、同条に規定する税率に4分の3を乗じて得た率とする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(以下「新条例」という。)第7条の規定は平成23年7月1日から、第2条から第6条までの規定は平成26年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 新条例第3条及び第5条の規定は、平成26年4月1日以後に新設され、又は増設される施設

及び設備について適用し、平成26年3月31日以前に新設され、又は増設された施設及び設備については、なお従前の例による。

- 3 平成26年3月31日以前に改正前の那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条から第6条までの規定により固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。
- 4 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成26年法律第7号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により改正法による改正後の沖縄振興特別措置法（以下「新法」という。）第28条第2項第2号に規定する情報通信産業振興地域とみなされる地域における新条例第4条の規定の適用については、同条の規定中「沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成29年3月31日までの間に」とあるのは「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成26年法律第7号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から当該施行日以後6月を経過する日（その日までに、改正法による改正後の沖縄振興特別措置法第28条第5項の規定による提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に」と、「提出日以後」とあるのは「施行日以後」とする。
- 5 改正法附則第3条第3項の規定により新法第41条第2項第2号に規定する国際物流拠点産業集積地域とみなされる地域における新条例第6条の適用については、同条の規定中「沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成29年3月31日までの間に」とあるのは「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成26年法律第7号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から当該施行日以後6月を経過する日（その日までに、改正法による改正後の沖縄振興特別措置法第41条第5項の規定による提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に」と、「提出日以後」とあるのは「施行日以後」とする。
- 6 平成23年6月30日以前に旧条例第7条の規定により固定資産税の不均一課税を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の不均一課税については、なお従前の例による。

告 示

那覇市告示第 116 号

平成 26 年 5 月 14 日

掲 示 済

生活衛生課の分掌事務に属する届出等の公文書公開請求に関する要綱の廃止について

標題の件について、下記理由により要綱を廃止したことを告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

要綱廃止の理由 那覇市情報公開条例及び同施行規則（以下「当該条例」という。）の全部改正（平成 26 年 3 月 25 日議会承認、平成 26 年 7 月 1 日施行）に伴い、標題要綱の内容はすべて当該条例に記載されていることにより、別途要綱の必要性はないこととなった。

附 則

この要綱廃止は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

那覇市告示第 145 号
平成 26 年 6 月 5 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市告示第 146 号
平成 26 年 6 月 9 日
掲 示 済

市町村事務の委託について

みだしのことについて、介護保険法第 24 条の 2 第 5 項及び介護保険法施行規則第 34 条の 6 第 1 項に基づき次の通り告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 委託する市町村事務受託法人

名 称 : 特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
代表者 : 理事長 堀川 美智子
所在地 : 沖縄県那覇市西 2 丁目 4 番 3 号 クレスト西 205

2. 委託する期間

平成 26 年 6 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

3. 委託する市町村事務の内容

介護保険法第24条の2第1項第1号に規定する事務
（照会等事務）

4. 居宅サービス等の提供の有無

無し

那覇市告示第150号

平成26年6月11日

掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法第180号）第18条第1項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

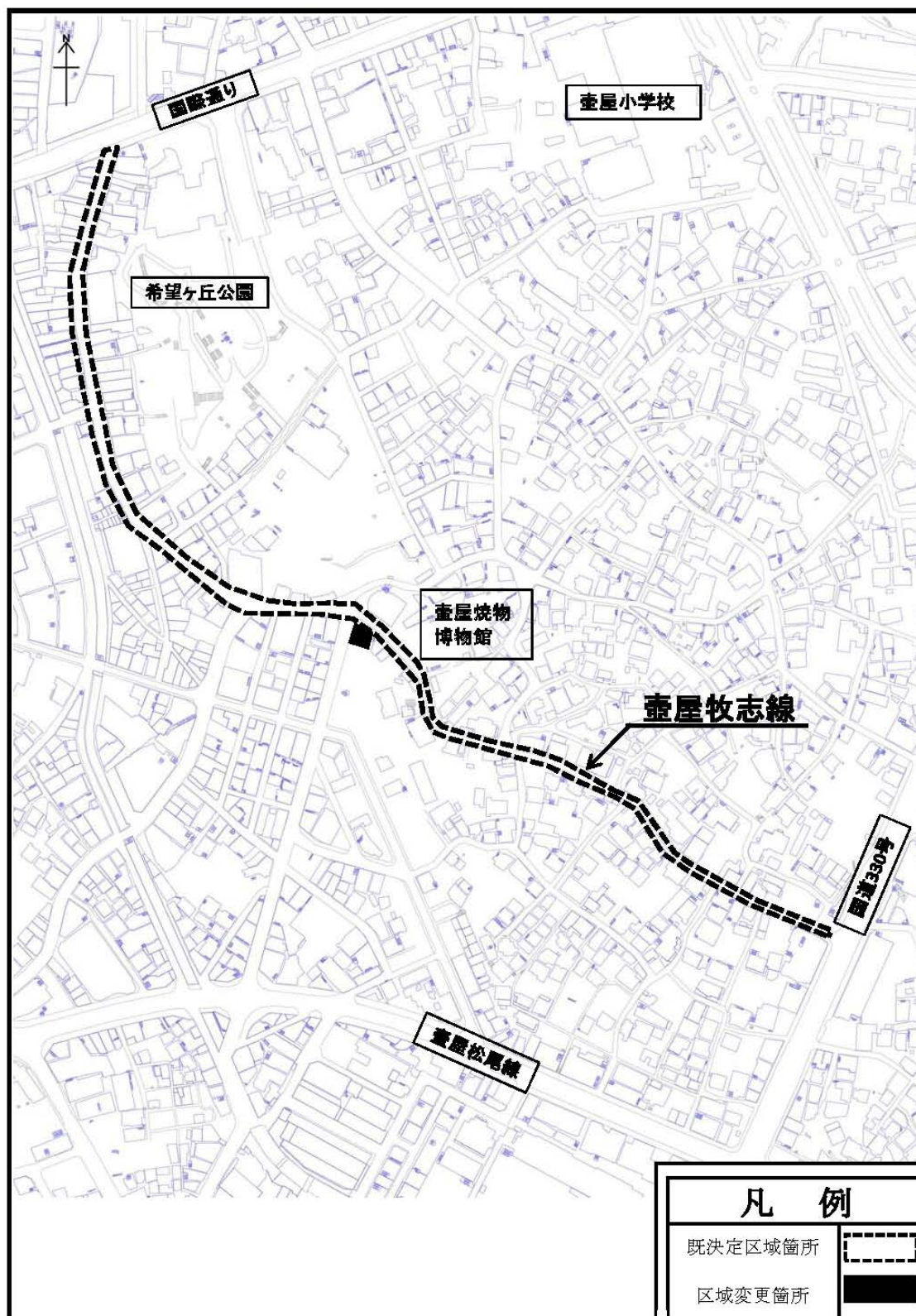
その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

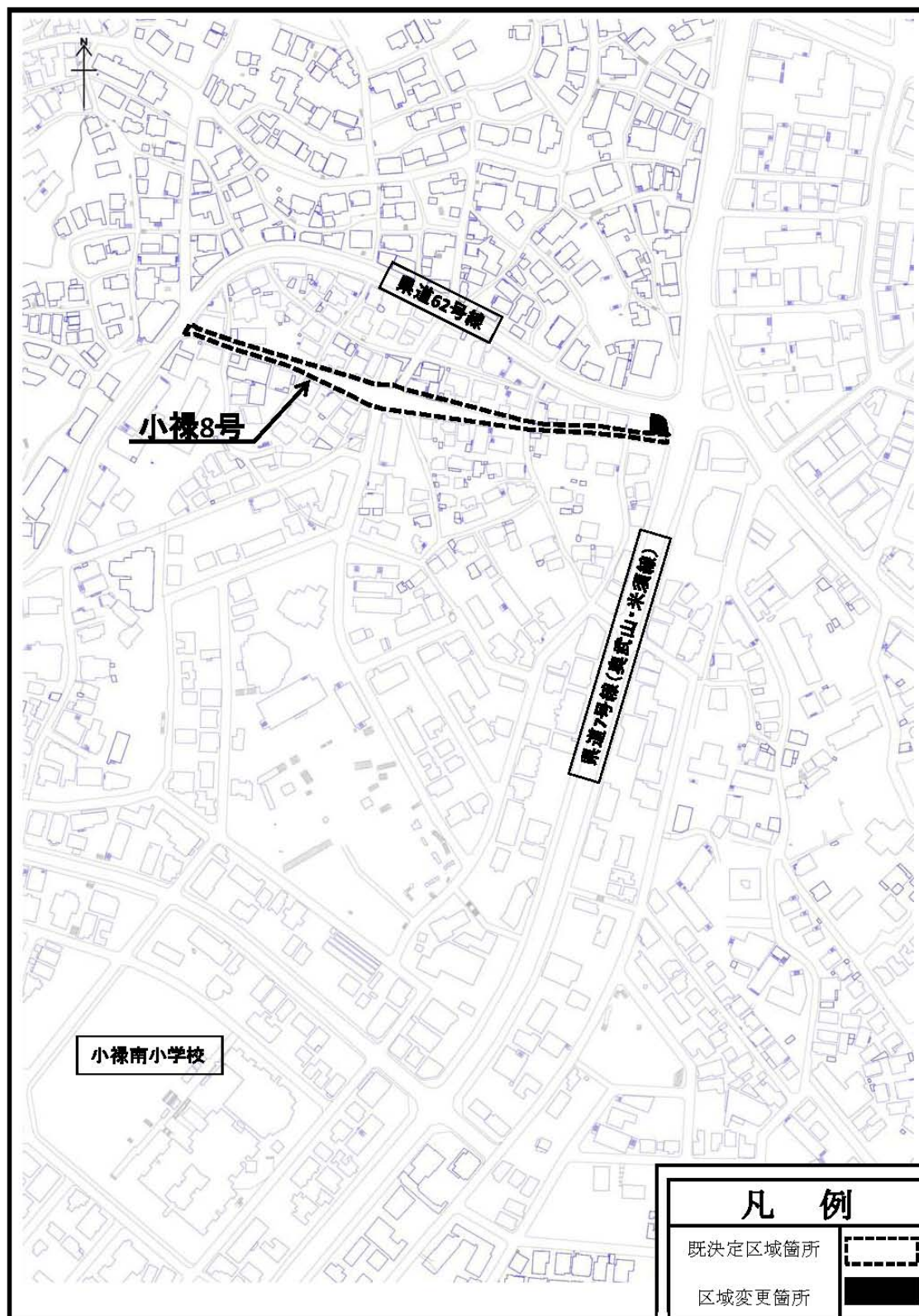
区域変更する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
90	壺屋牧志線	壺屋1丁目143番～ 牧志3丁目788番	759.1	5.7～ 12.3	区域追加
1025	小禄8号	字小禄148番～ 字小禄536番	346.7	3.8～ 15.4	区域追加

市道路線の区域変更位置図



市道路線の区域変更位置図



那覇市告示第 169 号

平成 26 年 7 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
静山デンタルクリニック	金城 守明	平成 26 年 4 月 24 日
那覇市高良二丁目 1 番 15 号 2 階		
きなクリニック	医療法人しだかじ	平成 26 年 5 月 1 日
那覇市首里儀保町 1 丁目 26 番地 3		
まっお虹薬局	株式会社 沖縄健康企画	平成 26 年 5 月 7 日
那覇市松尾二丁目 17 番 30 号 宇地原ビル 1 階		
ふく薬局 泉崎店	株式会社ふく薬品	平成 26 年 5 月 8 日
那覇市泉崎二丁目 3 番 3 号 YAKAビル 1-A		
おおた歯科	太田 恭子	平成 26 年 5 月 26 日
那覇市泉崎二丁目 1 番 6 号 2 階		
オリーブ薬局 小禄店	有限会社ファースト企画	平成 26 年 6 月 1 日
那覇市田原 3 丁目 1 番地 12-101		

ライフケアクリニック那覇	長嶺 勝	平成 26 年 6 月 2 日
那覇市久茂地二丁目 2 番 2 号	タイムスビル 6 階	
医療法人陽心会 辻町若狭クリニック	医療法人 陽心会	平成 26 年 6 月 2 日
那覇市若狭三丁目 5 番 17 号		
ひびきデンタルクリニック	佐竹 ひびき	平成 26 年 6 月 11 日
那覇市真嘉比三丁目 19 番 30 号	2 階	

那覇市告示第 170 号

平成 26 年 7 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	廃止年月日
所 在 地	
まっお虹薬局	平成 26 年 5 月 7 日
那覇市樋川一丁目 4 番 8 号 赤嶺ビル 1 階	
ふく薬局 泉崎店	平成 26 年 5 月 7 日
那覇市泉崎二丁目 2 番 2 号	

那覇市告示第 171 号

平成 26 年 7 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	休止年月日
所 在 地	
医療法人陽心会 シーサイドクリニック	平成 26 年 5 月 12 日
那覇市若狭一丁目 3 番 16 号 セゾンラパ若狭 1 階	

那覇市告示第 172 号

平成 26 年 7 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	所 在 地	指定年月日
開 設 者	サービスの種類	
首里協同クリニック	那覇市首里石嶺町 1 丁目 147 番地 3	平成 25 年 4 月 1 日
沖縄医療生活協同組合	介護予防居宅療養管理指導	
曙クリニック	那覇市曙三丁目 20 番 14 号	平成 26 年 4 月 1 日
玉井 修	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	
きなクリニック	那覇市首里儀保町 1 丁目 26 番地 3	平成 26 年 5 月 1 日
医療法人しだかじ	訪問看護、介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	

訪問介護事業所 楽	那覇市識名一丁目 4 番 16 号	平成 26 年 6 月 10 日
株式会社パートナー	訪問介護、介護予防訪問介護	
そうごう薬局 新赤十字前店	那覇市与儀一丁目 18 番 18 号	平成 26 年 4 月 1 日
総合メディカル株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	
医療法人陽心会 辻町若狭クリニック	那覇市若狭三丁目 5 番 17 号	平成 26 年 6 月 2 日
医療法人 陽心会	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	
ツクイ沖縄那覇	那覇市銘苅三丁目 12 番 32 号	平成 26 年 6 月 1 日
株式会社ツクイ	居宅介護支援事業	

那覇市告示第 173 号

平成 26 年 7 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
まつお虹薬局		平成26年5月7日
所在地	那覇市松尾二丁目17番30号 宇地原ビル1階 (那覇市樋川一丁目4番8号 赤嶺ビル1階)	
事業者番号	4740145992 (4740145869)	
サテライトデイサービスセンター大名		平成26年6月1日
その他	— (サテライトデイサービスセンター大名)	
訪問介護事業所なうら		平成26年6月1日
所在地	那覇市字天久798番地11 1階 (那覇市曙二丁目17番5号 1階)	
居宅介護支援事業所なうら		平成26年6月1日
所在地	那覇市字天久798番地11 1階 (那覇市曙二丁目17番5号 1階)	
通所介護こまち		平成26年6月1日
所在地	那覇市字天久798番地11 1階 (那覇市曙二丁目12番1号 1階)	

那覇市告示第 174 号

平成 26 年 7 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	廃止年月日
所 在 地	
デイサービス若狭	平成 26 年 5 月 31 日
那覇市若狭三丁目 5 番 17 号	
小規模多機能型居宅介護 よぎ市場通り	平成 26 年 5 月 31 日
那覇市樋川一丁目 30 番 12 号	

那覇市告示第 175 号

平成 26 年 7 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	休止年月日
所 在 地	
医療法人陽心会 デイサービスセンター安里	平成 26 年 2 月 1 日
那覇市字安里 388 番地 5	

那覇市告示第 176 号

平成 26 年 7 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

施 術 者	施 術 所 名 称	指定年月日
	施 術 所 所 在 地	
赤嶺 哲也	太陽整骨院	平成 26 年 6 月 3 日
	那覇市小禄 1 丁目 27 番 15 号	

公 告

那覇市公告第 83 号

平成 26 年 6 月 4 日

掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号) 2 条の 2 及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 9 条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	首里崎山公園
公園の位置	那覇市首里崎山町地内
供用開始の期日	平成 26 年 6 月 16 日
公園の区域	別紙位置図のとおり

那覇市公告第 115 号
平成 26 年 7 月 1 日

指定管理者の募集について

那覇市伝統工芸館条例第 16 条の規定により、平成 27 年 4 月 1 日から那覇市伝統工芸館の管理運営を行う指定管理者を、次のとおり募集します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 名称及び位置

名 称 那覇市伝統工芸館

位 置 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号 てんぶす那覇 2 階

2 選定の基準

- (1) 工芸館の管理を行うにあたり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、工芸館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った工芸館の管理を、安定して行う能力を有すること。
- (4) 工芸館の設置目的を達成するために、十分な能力を有していること。

3 管理の基準

那覇市伝統工芸館条例（平成 17 年条例第 44 号）及び那覇市伝統工芸館条例施行規則（平成 17 年規則第 49 号）に定めるもののほか、次の（1）～（9）に掲げる法令等を遵守すること。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 那覇市ぶんかテンプス館条例（平成 16 年条例第 5 号）
- (3) 那覇市公の施設に係る指定管理者の手続き等に関する条例（平成 25 年条例第 4 号）
- (4) 那覇市個人情報保護条例（平成 3 年条例第 21 号）
- (5) 那覇市情報公開条例（昭和 63 年条例第 1 号）
- (6) 指定管理者の情報公開に関する基準
- (7) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の労働に関する法律
- (8) てんぶす那覇管理規約
- (9) その他関連法令等

4 業務の範囲

- (1) 工芸館の事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 工芸館の運営及び維持管理に関すること。
- (3) 利用許可に関すること。
- (4) 上記のほか、工芸館の管理運営に関し、市長が必要と認める業務。

5 指定予定期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日（3 年）

6 申請方法

受付期間内に必要書類を、下記提出場所へ直接持参してください。郵送、FAX 等による受付は行いません。申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しません。

(1) 提出書類

- ① 那覇市伝統工芸館指定管理者指定申請書(第1号様式)
- ② 事業計画提案書（1～10）
- ③ 申請者概要（様式1～様式3）
- ④ 定款又は寄付行為及び履歴事項全部証明書
- ⑤ 直近の確定申告書及び決算書
- ⑥ 指定申請の日の属する事業年度における法人の事業計画書及び収支予算書
- ⑦ 役員の名簿及び履歴書
- ⑧ 納税証明書

＜1＞直近1か年の国税・都道府県税・市町村民税の各納税証明書（課税額及び納税額がわかるもの）

＜2＞設立1年未満の法人の場合は、代表者の直近1か年の国税・都道府県税・市町村民税の各納税証明書

- ⑨ 共同企業体の場合は、申請者概要の様式3及び3-1と、各構成員で交わした協定書を提出して下さい。また、代表者及び他の構成員すべてにおいて、上記④～⑧を提出して下さい。

(2) 申請書等の提出場所

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所6階
経済観光部 商工農水課 商工振興グループ

TEL 098-951-3212

FAX 098-951-3213

7 申請を受付する期間

平成 26 年 8 月 4 日（月）から平成 26 年 9 月 5 日（金）まで

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第9号

平成 26 年 6 月 5 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定に基づき、
別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
424	株式会社 丸和産業	那覇市国場 1183 番地 2	石垣 正	平成 26 年 6 月 3 日

那覇市上下水道局告示第 10 号

平 成 2 6 年 6 月 1 2 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

新 規 指 定

指定（登録）番号	第 469 号
指定工事店名	株式会社 大丸建設
営業所所在地	豊見城市字平良 115 番地
代表者名	大城 清
有効期間	自 平成 26 年 5 月 22 日
	至 平成 31 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 11 号
平 成 2 6 年 6 月 1 8 日
掲 示 済

那覇市上下水道局お客様センター業務委託に伴う那覇市上下水道局徴収事務の委託について

みだしのことについて、地方公営企業法施行令第 26 条の 4 第 1 項及び那覇市上下水道局徴収事務委託規程第 5 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

- | | | | |
|---|------------|-----|---|
| 1 | 受託者の住所及び氏名 | 受託者 | 那覇市おもろまち 4 丁目 20 番 16 号
太閤建設・第一環境連合体 |
| | | 代表者 | 那覇市おもろまち 4 丁目 20 番 16 号
株式会社 太閤建設
代表取締役社長 浦崎 家三 |
| 2 | 委託期間 | | 平成 26 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日まで |
| 3 | 委託内容 | | (1) 使用水量の計量及び認定
(2) 水道料金、下水道使用料及び再生水料金の徴収 |

監査委員訓令

那覇市監査委員訓令第1号
平 成 2 6 年 7 月 1 日

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市代表監査委員 新城 和範

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市情報公開条例施行規程（昭和63年那覇市監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この規程は、那覇市監査委員の管理する公文書の公開等について、<u>那覇市情報公開条例（昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （条例の施行） 第2条 条例の施行については、次条その他別に定める場合のほか、<u>那覇市情報公開条例施行規則（昭和63年那覇市規則第1号）</u>の規定の例による。 （事務の委任） 第3条 那覇市監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課<u>主幹</u>に委任する。 （1）<u>条例第7条</u>の規定による公開請求の受付及び受理に関すること。 （2）<u>条例第11条第1項</u>の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。	（趣旨） 第1条 この規程は、那覇市監査委員の管理する公文書の公開等について、<u>那覇市情報公開条例（平成26年那覇市条例第26号。以下「条例」という。）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （条例の施行） 第2条 条例の施行については、次条その他別に定める場合のほか、<u>那覇市情報公開条例施行規則（平成26年那覇市規則第12号）</u>の規定の例による。 （事務の委任） 第3条 那覇市監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課<u>情報公開担当職員</u>に委任する。 （1）<u>条例第6条</u>の規定による公開請求の受付及び受理に関すること。 （2）<u>条例第19条第1項</u>の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

那覇市監査委員訓令第2号
平 成 2 6 年 7 月 1 日

那覇市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市代表監査委員 新城 和範

那覇市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

那覇市監査委員事務局処務規程（1966年那覇市監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（事務） 第6条 事務局においては、次の事務を処理する。 （1）～（5） [略] （6）公印の監守に関すること。 （7）～（10） [略] （専決） 第7条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例に属する事項は、この限りでない。 （1） [略] （2） <u>公文書の公開又は非公開に関すること。</u> （3） [略] （4） <u>副参事の休暇及び出張に関すること。</u> 2 [略] （1） <u>所属職員の休暇、出張及び時間外勤務命令の承認に関すること。</u> <u>（2）～（3） [略]</u> （公印） 第10条 監査委員、事務局及び事務局長の公印を次のように定める。	（事務） 第6条 [略] （1）～（5） [略] （6）公印の<u>管守</u>に関すること。 （7）～（10） [略] （専決） 第7条 [略] （1） [略] （2） <u>那覇市情報公開条例（平成26年那覇市条例第26号）に基づく公文書の公開又は非公開の決定（同条例第9条第1項の規定による公文書の公開又は同条例第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による公開請求の拒否の決定に関するものを除く。）に関すること。</u> （3） [略] （4） <u>副参事以下</u>の休暇及び出張に関すること。 2 [略] <u>（1）～（2） [略]</u> （公印） 第10条 [略]

那 覇 市 監 査 委 員 印 [略] 方25ミリメートル	那 覇 市 監 査 委 員 印 [略] 方24ミリメートル
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

固定資産評価審査委員会訓令

那覇市固定資産評価審査委員会訓令第1号
平 成 2 6 年 6 月 1 8 日
公 表 済

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市固定資産評価審査委員会
委員長 宮 里 猛

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市情報公開条例施行規程（昭和63年固定資産評価審査委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この訓令は、那覇市固定資産評価審査委員会の管理する公文書の公開等について、<u>那覇市情報公開条例（昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （条例の施行） 第2条 条例の施行については、次条その他別に定める場合のほか、<u>那覇市情報公開条例施行規則（昭和63年那覇市規則第1号）</u>の規定の例による。 （事務の委任） 第3条 那覇市固定資産評価審査委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課情報公開担当職員に委任する。 （1）<u>条例第7条</u>の規定による公開請求の受付及び受理に関すること。 （2）<u>条例第11条第1項</u>の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。	（趣旨） 第1条 この訓令は、那覇市固定資産評価審査委員会の管理する公文書の公開等について、<u>那覇市情報公開条例（平成26年那覇市条例第26号。以下「条例」という。）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （条例の施行） 第2条 条例の施行については、次条その他別に定める場合のほか、<u>那覇市情報公開条例施行規則（平成26年那覇市規則第12号）</u>の規定の例による。 （事務の委任） 第3条 〔略〕 （1）<u>条例第6条第1項</u>の規定による公開請求の受付及び受理に関すること。 （2）<u>条例第19条第1項</u>の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

 正 誤

○那覇市公報第1617号の正誤

2014(平成26)年4月1日付け那覇市公報第1617号に登載された那覇市教育委員会訓令第1号について、次のとおり訂正する。

76ページ

【訂正前】

第2条 非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この訓令は、那覇市公民館条例施行規則(平成22年那覇市教育委員会規則第2号)第16条に規定する非常勤の館長(以下「館長」という。)の任用及び職務等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この訓令は、那覇市公民館条例施行規則(平成22年那覇市教育委員会規則第2号)第14条に規定する非常勤の館長(以下「館長」という。)の任用及び職務等に関し必要な事項を定めるものとする。

【訂正後】

第2条 非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この訓令は、那覇市公民館条例施行規則(平成22年那覇市教育委員会規則第2号)第16条の非常勤の館長(以下「館長」という。)の任用及び職務等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この訓令は、那覇市公民館条例施行規則(平成22年那覇市教育委員会規則第2号)第14条の非常勤の館長(以下「館長」という。)の任用及び職務等に関し必要な事項を定めるものとする。